

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人はソフトウェア開発等に従事していたが、企画立案から担当した事業の企画ができあがったものの、会社から何ら評価されなかったこと等から、平成〇年〇月頃より睡眠不足、食欲不振等が続いた。平成〇年〇月以降複数の医療機関を受診し、「自律神経失調症、うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

原処分庁が、本件疾病に係る発症時期の前の勤務状況が過重労働といえないとした判断には事実誤認がある。上司に対する対応、事業に対する会社の評価、給与面の待遇改善等の様々な事情と、長時間労働が相まって、過大なストレスとなり心身を蝕んだものである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期について

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 3 2 うつ病エピソード」を平成〇年〇月に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

- ・ 新規事業の担当になったことについては「新規事業の担当になった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。
- ・ 上司の部長が異動となったことについては「上司が替わった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。
- ・ これらの出来事を総合的に評価すると心理的負荷の強度は「Ⅱ」と判断される。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

事業が出来上がったことに対し、請求人の期待と反して、給与のアップはされなかった。しかし、他の労働者と比して不利益な扱いを受けたとされる事実は無く、恒常的な長時間労働も見られず、会社の支援・協力が欠如していたとも言えないことから、心理的負荷が「特に過重」であったとは認められない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

業務以外の心理的負荷について、前職と比べ10万円ほど収入が減っていることについては「収入が減少した」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、「特に過重」とは評価できないことから、総合評価は「強」とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

- ・ 「新規事業の担当になった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。
- ・ 「上司が替わった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。
- ・ これらの出来事を総合的に評価すると心理的負荷の強度は「Ⅱ」と判断される。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

事業が出来上がったことに対し、請求人の期待と反して、給与のアップはされなかった。しかし、他の労働者と比して不利益な扱いを受けたとされる事実は無く、恒常的な長時間労働も見られず、会社の支援・協力が欠如していたとも言えないことから、心理的負荷が「特に過重」であったとは認められない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

「収入が減少した」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められず、また、特別な出来事も認められないことから、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。